

「第285回判例・事例研究会」

「閲覧制限に関する事例の紹介」

日 時	平成31年2月6日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 中村 駿

【閲覧制限について】

閲覧制限とは	訴訟記録中に当事者の私生活上の重大な秘密、当事者が保有する営業秘密等が記載又は記録されている場合に、当該部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を、訴訟の当事者だけに限ることを求めるもの（民事訴訟法92条）。
参照条文	<p>第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。</p> <p>一 訴訟記録中に<u>当事者の私生活についての重大な秘密</u>が記載され、又は記録されており、かつ、<u>第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。</u></p> <p>二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>4 第一項の申立てを却下した裁判及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>5 第一項の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。</p>

【判例】

<p>事例①（認容例）</p>	<p>【裁判例】東京高裁平成 27 年 4 月 6 日決定</p>
<p>事案の概要</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>宗教法人の信者であった X 及び X 母は、他の信者である Y2 らから暴行を受け、X は重症を負い、X 母は死亡した。</p> <p>そこで、X は Y2 ら及び Y1 に対し、共同不法行為または使用者責任に基づき損害賠償請求の訴え（以下、「本訴」という。）を提起した。</p> <p>X が、本訴において書証として提出した書証のうち、</p> <p>書証 (a) X 母の死体についての解剖結果報告書 書証 (b) X 母の死体の実況見分調書 書証 (c) の身体の状況についての写真撮影報告書</p> <p>について、民事訴訟法 92 条 1 項 1 号に基づき、閲覧制限の申立てをしたところ、原決定が申し立てられた記録が刑事事件において公開されていたこと等を理由に X の申立てを却下したため、X が即時抗告した。</p>

判旨

(一般論)

民事訴訟法 92 条 1 項 1 号における私生活についての重大な秘密とは、単に私生活についての秘密に該当し、秘密として保護され、差止請求権や損害賠償請求権の根拠とされるというのみでは足りず、①当事者の人格にかかわるような重要性を有する秘密であり、②秘密の公開によってその社会生活が破壊されるような重大な秘密でなければならないものというべきである。

(①についての判断)

書証 (a) は、法医学教室講師作成の母の死体についての解剖結果報告書であり、解剖の結果として、死因、死因説明、身体の損傷の詳細な状況、成傷機転、死後経過時間、胃内容、薬毒物検査、A B O 式血液型等が記載されており、身体の多数の損傷箇所を示した図面、受傷した母の死体 (裸体) の外形を撮影した複数の写真、解剖した状態を撮影した複数の写真等が添付されている。

書証 (b) は、実況見分調書であり、受傷した母の死体の実況見分の結果が記載されており、身体の多数の損傷箇所を示した図面、受傷した母の死体 (裸体) の外形を撮影した複数の写真等が添付されている。

書証 (a)、書証 (b) は、母に関するものであるが、一般に母親に対する愛慕崇敬は、家族の基本をなす親子関係について誰もが当然に有する感情で、人格の中核にかかわるものということができ、書証 (a)、書証 (b) が公開された場合には、X の母に対する愛慕崇敬の感情が著しく害され、心情の静謐が大きく乱されるものと認められるから、書証 (a)、書証 (b) は、X の私生活についての秘密に該当するにとどまらず、X の人格にかかわる秘密を記載又は記録したものということができる。

書証 (c) は、写真撮影報告書であり、多数の傷を受けた X の身体の状況を撮影した複数の写真が、通常は衣服に覆われている部分の写真を含め添付されている。

書証 (c) は、多数の傷を受けた X の身体を、通常は衣服に覆われている部分も含めて撮影した写真が添付されているものであり、それが公開された場合には、単に通常の状態で撮影された X の写真が公開される場合とは大きく異なり、肖像権が侵害されるにとどまらず、X に対する社会的評価の低下を招き、名誉感情、羞恥心を含め、X が自己の人格に対して有する感情が著しく害されるものと認められるから、書証 (c) は、X の私生活についての秘密に該当するにとどまらず、X の人格にかかわる秘密を記載又は記録したものということができる。

(②についての判断)

そして、書証 (a)、書証 (b)、書証 (c) は、それらの内容に鑑みると、単に秘密として保護され、差止請求権や損害賠償請求権の根拠とされるというのみではなく、X の人格にかかわる重要性を有する秘密であり、それらが

	<p><u>公開された場合には、Xは、その人格について、容易に回復しがたい打撃を受け、その内容を知り又知っている可能性のある者とともに社会生活を営むこと等が心理的、社会的に著しく困難になるものと推認され、社会生活が破壊されるものと認められる。</u></p> <p>そうすると、書証 (a)、書証 (b)、書証 (c) については、Xの私生活についての重大な秘密が記載され又は記録されており、かつ、第三者がそれらの閲覧等を行うことにより、Xが社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき、疎明があるものと認められる。したがって、書証 (a)、書証 (b)、書証 (c) について閲覧等制限を求めるXの申立ては理由があるというべきである。</p>
<p>事例②（否定例）</p>	<p>【裁判例】 横浜家裁平成 27 年 6 月 26 日決定</p>
<p>事案の概要</p>	<p>離婚及び子の親権者の指定を求める人事訴訟の事案（以下「本訴」という。）において、抗告人が、本件訴訟記録全部について、「当事者間のやりとりや抗告人と子とのメールでのやりとり等の極めてプライベートな内容や、申立人の不貞関係について被告が主張する事実等、プライバシーとして保護されるべき重大な私生活上の秘密が随所に含まれている。抗告人は、在京キー局のいわゆる名物プロデューサーとして広く知られているが、芸能人ではなく、あくまで一般の私人であって、私生活に関する秘密は広く保護されるべきであって、第三者が本件訴訟記録を閲覧等した場合、報道機関による取材やインターネット上の記事、書き込み等が過熱して世間から好奇の目にさらされるほか、担当番組の視聴率等に影響し、会社内での立場が危うくなる等、申立人が社会生活を営むのに重大な支障が生ずる」と主張して、閲覧等の制限の申立を行った。</p> <p>更に、抗告人は、「本件訴訟記録全部について閲覧等の制限が認められないとしても、少なくとも、本件訴訟記録中の戸籍謄本、当事者の代理人間のやりとり及び申立人と子との間のメール、訴訟委任状、送達関係書類のうち当事者の住所に関わる記載を含むもの、抗告人、本訴被告及び不貞相手とされる者の氏名、住所及び勤務先に関する記載（以下、「本件秘密記載部分」という。）について、閲覧等の制限をすべきである」旨も併せて主張した。</p> <p>なお、本件では、本訴提起の前後ころ、抗告人の不貞関係について、報道機関による取材、報道やインターネット上の記事の掲載等がされていた。</p> <p>原審が、抗告人の申立てを却下する旨決定したため、抗告人が抗告した。</p>

判旨

1、 抗告人は、世間の好奇の目にさらされているから、本件が一般的な人事訴訟とは事情が異なるなどと主張する。

しかし、訴訟記録の閲覧等の制限が、裁判の公開（憲法八二条）の趣旨を及ぼすために認められている訴訟記録の公開（民事訴訟法九一条）の例外であることから、保護されるべき私生活上の秘密は重大なものに限られていると解され、この趣旨からすれば、単に世間の関心が寄せられているかどうかによって、基本事件の審理の対象となる事項（抗告人の不貞行為の有無等を含む。）について、私生活上の秘密としての重大性が左右されるものとは考え難く、この点に関する抗告人の主張を採用することはできない。

2、 抗告人は、本件メールには不穏当な表現があり、本件メールが第三者に閲覧され、世間の知るところとなれば、長男は深く傷付くことになるから、重大な秘密に該当する旨主張するけれども、この主張は長男の私生活上の秘密としての重大性を指摘するものと解され、不穏当な表現を含むとしても、本件メールが抗告人の私生活上の重大な秘密に当たるとは解し難い。

3、 また、抗告人は、抗告人が本件メールを証拠として提出したと知れば、抗告人と長男との親子関係が回復不可能な程度に破綻する恐れがある旨主張するけれども、第三者が本件メールの閲覧等を行うことにより、抗告人の主張するような事態となり、抗告人が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるとの疎明があるとはいえない。

したがって、この点に関する抗告人の主張を採用することはできない。

4、 抗告人は、基本事件に関わる報道がされた後、勤務先での立場も危うくなるなど、既に社会生活に重大な支障を来している旨主張するけれども、抗告人の勤務先での立場に具体的な影響が生じているとの疎明があったとはいえないから、この点に関する抗告人の主張を採用することはできない。

5、 抗告人は、既に第三者が基本事件の訴訟記録を閲覧していることが、その他の第三者による閲覧等を制限する必要がないとする理由にはならない旨主張するけれども、既に報道機関による報道やインターネット上の記事の掲載等によって、広く知れ渡っている本件において、第三者による基本事件訴訟記録の閲覧等の状況を、本件閲覧等制限申立ての可否を検討するに当たっての一事情として考慮することは相当であって、この点に関する抗告人の主張も採用することができない。

よって、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから棄却することとして、主文のとおり決定する。

